

尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月25日(金) 14時00分～14時45分

2. 開催場所 向島公民館 2階 大研修室

3. 出席委員 17人(委員総数19人)

会長	19番	土山 浩二			
副会長	2番	金藤 祐治	8番	山田 清	
委員	1番	米田 健一	3番	村上 智彦	4番 吉原 正紀
	5番	松森 智	6番	安井 常人	
	9番	高本 博文	10番	村上 正	11番 中司 睦枝
	12番	大西 寛幸	13番	岡本 幸平	14番 原 弘子
	15番	片山 博	16番	高橋 泰登	17番 八津川 和司

欠席委員 2人

7番 上峠 数博 18番 檜原 生夫

4. 農地利用最適化推進委員の出席 17人(推進委員総数18人)

江良 宗登	—————	笠井 博志	檀上 健	行廣 文徳	杉谷 智章
上 清五郎	石本 徳栄	宮迫 徹也	林原 啓	奥本 浩己	宮地 眞良
松浦 徳和	村上 佐代子	藤岡 正宏	江田 敏道	佐々木 崇	植原 宗哉

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案(審議事項)

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について(議事参与制限分)
議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第16号 非農地証明申請について
議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理機構分)

審議事項(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定
による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

第3 議案(報告事項)

報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について
報告第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する受理について
報告第12号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について

第4 その他
その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 市川 昌志
事務局職員 宮崎 伸昭 高橋 知佐子 小田 充彦

7. 農林水産課職員

職員 泉 唯

8. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	それでは、議事に入れていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。 委員総数は19名で、本日の出席委員は17名、欠席委員は2名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。 議事録署名は6番・安井常人委員、10番・村上正委員をお願いします。 農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は17名です。
議 長	それでは、これから申請に基づく議題に入ります。 議案書の方をご覧ください。 議案12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
事務局	それでは、議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 (議案第12号、28番から40番までを議案書をもとに説明) 申請番号28番と29番は関連案件のため、一括して説明します。 申請番号28番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は美ノ郷町三成の1筆、現況地目は田、面積は155㎡です。 譲渡理由は兼業による経営縮小、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。 申請番号29番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は美ノ郷町三成の1筆、現況地目は田、面積は49㎡です。 譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。 譲受人の経営面積は3,172㎡であり、下限面積の1,000㎡を充たします。 申請番号28番、29番については、3月3日、上峠委員、笠井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。 申請番号30番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は原田町小原の2筆、現況地目は田及び畑、面積は合わせて403㎡です。 譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は相手方の要望によるです。 譲受人の経営面積は2,447㎡であり、下限面積の1,000㎡を充たします。 この申請については、3月3日、金藤委員、行廣推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。 申請番号31番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は御調町本の3筆、現況地目は田、面積は合わせて1,525㎡です。 譲渡理由は農業廃止、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。 譲受人の経営面積は835㎡ですが、今回の譲受面積を合わせると2,360㎡あり、下限面積の2,000㎡を充たします。 この申請については、3月7日、八津川委員、宮迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。 申請番号32番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は御調町丸門田の1筆、現況地目は田、面積は2,349㎡です。 譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は相手方の要望によるです。 譲受人の経営面積は1,364.07㎡ですが、今回の譲受面積を合わせると3,713.07㎡あり、下限面積の2,000㎡を充たします。 なお、今回の申請地については、御調町にある農地所有適格法人と賃貸借による利用権設定がされております。 本来であれば、いったん賃借権を合意解約し、新たな所有者と利用権設定するところですが、今回のように農地所有適格法人と利用権設定がされている農地で、当該法人の構成員に所有権を移転し、引き続き当該法人と利用権設定をする場合は、いったん合意解約をしなくても、第3条許可を行うことができることを、農地法関係の事務処理基準で確認しております。

なお、譲受人が当該法人の構成員であること、また引き続き当該法人と利用権設定をすることについては、申請に係る添付書類により確認しております。

この申請については、3月7日、松森委員、石本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号33番と34番は関連案件のため、一括して説明します。

申請番号33番、権利の種類は売買による所有権移転です。

申請地は向東町の3筆、現況地目は畑、面積は合わせて956㎡です。

申請番号34番、権利の種類は期間3年間の使用貸借権の設定です。

申請地は向東町の1筆、現況地目は畑、面積は92㎡です。

譲渡・貸渡理由は遠隔地につき耕作困難なため経営縮小、譲受・借受理由は新規就農者としてです。

譲受人の経営面積は、新規就農者のためありませんが、今回の譲受・借受面積が合計で1,048㎡であり、下限面積の1,000㎡を充たします。

なお、新規就農者のため営農計画書が添付されており、野菜を耕作し、飲食店や青果市場に出荷する計画となっています。

また、申請人は申請地に隣接する宅地を譲り受ける予定となっております。

申請番号33番、34番については、3月4日、中司委員、原委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号35番と36番は関連案件のため、一括して説明します。

申請番号35番、権利の種類は贈与による所有権移転です。

申請地は向島町の1筆、現況地目は畑、面積は521㎡です。

譲渡理由は農業廃止、譲受理由は新規就農者としてです。

申請番号36番、権利の種類は期間5年間の使用貸借権の設定です。

申請地は向島町の1筆、現況地目は畑、面積は1,441㎡です。

貸渡理由は兼業による経営縮小、借受理由は新規就農者としてです。

譲受人の経営面積は新規就農者のためありませんが、今回の譲受・借受面積が合計で1,962㎡であり、下限面積の1,000㎡を充たします。

なお、新規就農者のため営農計画書が添付されており、自家消費用に野菜や果樹を耕作する計画となっています。

申請番号35番、36番については、3月9日、吉原委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号37番と38番は関連案件のため、一括して説明します。

申請番号37番、権利の種類は贈与による所有権移転です。

申請地は因島土生町の1筆、現況地目は畑、面積は163㎡です。

譲渡理由は農業廃止、譲受理由は新規就農者としてです。

申請番号38番、権利の種類は期間10年間の使用貸借権の設定です。

申請地は因島三庄町の2筆、現況地目は畑、面積は1,180㎡です。

貸渡理由は相手方の要望による、借受理由は新規就農者としてです。

譲受人の経営面積は新規就農者のためありませんが、今回の譲受・借受面積が合計で1,343㎡であり、下限面積の1,000㎡を充たします。

なお、新規就農者のため営農計画書が添付されており、自家消費用に野菜や果樹を耕作する計画となっています。

この申請については、3月8日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号39番、権利の種類は期間20年間の賃貸借権の設定です。

申請地は因島重井町の2筆、現況地目は畑、面積は合わせて3,826㎡です。

貸渡理由は高齢による経営縮小、借受理由は新規就農者としてです。

借受人の経営面積は新規就農者のためありませんが、今回の借り受け面積が合計で3,826㎡であり、下限面積の2,000㎡を充たします。

なお、新規就農者のため営農計画書が添付されており、柑橘を生産し、JA等に出荷する計画となっています。

この申請については、3月8日、村上智彦委員、村上佐代子推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号40番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町名荷の1筆、現況地目は畑、面積は608㎡です。
譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。
譲受人の経営面積は7,929㎡であり、下限面積の3,000㎡を充たします。
この申請については、3月9日、高本委員、佐々木推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号28番から40番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(挙手あり)

議 長

どうぞ。

5番委員

申請番号36番の貸渡人は市外在住だが、申請地以外の農地について、どのような状況なのか。

事務局

申請地以外の農地の状況は確認しておりませんが、実家が向島町内にあり、時々帰って来られていると聞いています。

議 長

よろしいですか。

5番委員

わかりました。

議 長

他にございますか。

(挙手なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号28番から40番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手を願ひします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について（議事参与制限分）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

この議案の審議については、受人が農業委員自身に当たるため、『農業委員会等に関する法律』第31条第1項の規定「議事参与の制限」により、9番高本博文委員の退室を求めます。

[9番 高本博文委員 退室]

事務局

それでは、議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請について（議事参与制限分）、ご説明いたします。

(議案13号、41番を議案書をもとに説明)

申請番号41番、権利の種類は贈与による所有権移転の設定です。
申請地は瀬戸田町林の2筆、現況地目は畑、面積は合わせて959㎡です。
譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。
譲受人の経営面積は26,687.49㎡であり、下限面積の3,000㎡を充たします。

この申請については、3月9日、片山委員、佐々木推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

この申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号41番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

退室した9番・高本博文委員の入室を求めます。

[高本博文委員 入室]

議長

次に、議案第14号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第14号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案14号、2番と3番を議案書をもとに説明)

申請番号2番、所在は、美ノ郷町白江の1筆、地目は 田、農振農用地区域外、502㎡の一時転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は、第2種農地と考えられます。

転用目的は、農地改良のための一時転用で盛土1.5mが計画されています。

申請地は、道路より低く生産性が悪いいため休耕中ですが、隣接農地がこの度宅地造成を行うにあたり、同時に盛土を行い、農地改良を行いたいというもので、一時転用期間は令和4年9月末までを予定しております。

この申請については、3月3日、上峠委員、笠井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号3番、所在は、因島三庄町の1筆、地目は宅地、農振地域外、289㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は、第3種農地と考えられます。

転用目的は、宅地拡張で、庭敷が計画されています。

申請人は、申請地の隣接地に居住しておりますが、この度、自己所有農地を転用して、自宅の庭敷として利用したいというものです。

なお、申請地は既に宅地と一体利用の状況にあることから、申請に際しては顛末書が添付されております。

この申請については、3月8日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号2番と3番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

議 長

次に、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第15号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第15号、21番から39番を議案書をもとに説明)

申請番号21番、申請内容は、使用貸借による権利の設定です。

所在は、美ノ郷町白江の3筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計1,039㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は、第2種農地と考えられます。

転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル234枚、発電量49.5kwが計画されています。

借受人は、申請地を借り受けて、太陽光発電設備を設置したいというもので、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けております。

申請地には隣接する農地があることから、申請人が、事前に農地所有者に対し事業説明を行っており、事業に対する同意書が提出されております。

申請番号22番～28番は関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容は、すべて売買による所有権の移転です。

所在は、美ノ郷町白江の全10筆、地目は田及び畑、農振農用地区域外、合計1,925㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、分譲住宅用地で、住宅10棟、駐車場、進入路、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、福山市に本店を置く不動産業を営む法人であり、申請地を買い受けて、造成後、建築条件付きの分譲住宅用地として販売する予定です。都市計画法に基づく開発許可見込みです。

21番～28番の申請については、3月3日、上峠委員、笠井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号29番～34番も関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容は、すべて売買による所有権の移転です。

所在は、西藤町の全9筆、地目は田及び畑、農振農用地区域外、合計2,368㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。
転用目的は、分譲住宅用地で、住宅12棟、駐車場、進入路、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、福山市に本店を置く不動産業を営む法人であり、申請地を買い受けて、造成後、建築条件付きの分譲住宅用地として販売する予定です。都市計画法に基づく「開発許可見込み」です。

この番の申請については、3月3日、大西委員、杉谷推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

なお、この建築条件付きとは、従来、土地の造成のみを目的とする転用は、認められていませんでしたが、平成31年3月農水省通知により、住宅については、転用事業者と土地購入者が一定期間内（おおむね3か月）に契約を締結することなどの条件を付することにより、分譲住宅用地として転用が認められるようになったものです。

申請番号35番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は、百島町の3筆、地目は畑、農振農用地区域外、211㎡の転用計画です。
申請地は、都市計画区域外にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。
転用目的は、宅地拡張で、庭敷が計画されています。

譲受人は、東京都に本店を置く医療機器の販売及びリース業などを営む法人であり、この度、申請地と隣接する宅地及び建物を同時に取得して、従業員の福利厚生施設の一環として利用したいというものです。

なお、申請地は一部がすでに宅地としての利用状況にあるため、申請に際しては顛末書が添付されております。

この申請については、3月3日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号36番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は、向島町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、370㎡の転用計画です。
申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。
転用目的は、宅地拡張で、庭敷及び駐車場3区画が計画されています。

譲受人は、現在府中市に居住していますが、この度、申請地と隣接する宅地及び建物を同時に取得して、移住後に庭敷や自家用及び来客用の駐車場として利用したいというものです。

この申請については、3月4日、中司委員、原委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号37番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は、因島中庄町の1筆、地目は宅地、農振地域外、4,80㎡の転用計画です。
申請地は、非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は、第3種と考えられます。

転用目的は、駐車場用地で、駐車場3区画が計画されています。

譲受人は瀬戸田町に居住しておりますが、譲受人の弟が本件申請地の隣地に居住しており、来客用の駐車場が不足していることから、この度、申請地と一体利用する隣接宅地を同時に取得して、来客用の駐車場として利用したいというものです。

なお、申請地は、すでに駐車場としての利用状況にあるため、申請に際しては顛末書が添付されております。

申請番号38番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は、因島中庄町の1筆、地目は畑、農振地域外、275㎡の転用計画です。
申請地は、非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は、第3種と考えられます。

転用目的は、資材置場用地で、仮設用資材置場が計画されています。

譲受人は広島市に本店を置く、建築資材の販売業などを営む法人であり、この度、申請地を取得して、足場、単管、木材などの仮設用資材置場として利用したいというものです。

申請番号39番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は、因島中庄町の1筆、地目は畑、農振地域外、279㎡の転用計画です。
申請地は、非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は、第3種と考えられます。

転用目的は、一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積120.07㎡、駐車場、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、申請地を取得して、住宅を新築したいというものです。

37番～39番の申請については、3月8日、村上智彦委員、松浦推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号21番から39番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。
なお、関係他法令が審査中の案件につきましては、他法令が許可になりしだい、許可決定することといたします。

議 長

次に、議案第16号「非農地証明申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第16号、非農地証明申請について、ご説明いたします。

(議案第16号、21番から26番を議案書をもとに説明)

申請番号21番は、美ノ郷町三成の1筆、現況地目は、宅地で、面積は158㎡です。
利用状況は、平成元年の母屋の建替え時から、宅地への進入路・駐車場・農業用倉庫敷地として宅地利用しているものです。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

この申請については、3月3日、上峠委員、笠井推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に、判定されました。

申請番号22番は、原田町小原の4筆、現況地目は、原野及び山林で、面積は合計736㎡です。

利用状況は、平成3年に福山市に移転し、以来耕作を放棄しており原野・山林化している状況です。

農振農用地区域の1筆は、周辺の農地がすべて荒廃しており、当該土地を除外しても悪影響を及ぼすおそれがない土地として除外見込みです。

他の3筆は、農振農用地区域外です。いずれも、第2種農地で都市計画区域外です。

この申請については、3月3日、金藤委員、行廣推進委員と事務局職員で現地調査を行い、それぞれ原野、山林に判定されました。

申請番号23番は、西藤町の2筆、現況地目は、宅地で、面積は合計417.91㎡です。

利用状況は、平成5年頃、市道拡幅工事が行われたのに合わせて、車の出入りや駐車場の不便を解消する目的で宅地拡張を行いました。以来、駐車スペースや庭の一部として使用しているものです。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

この申請については、3月3日、大西委員、杉谷推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号24番は、向島町の1筆、現況地目は、山林で、面積は198㎡です。
利用状況は、昭和50年に県外へ転居して以来、耕作を放棄し、現在は雑木が繁茂し山林化している状況です。
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。
この申請については、3月4日、中司委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号25番は、因島田熊町の2筆、現況地目は、雑種地で、面積は合計27.19㎡です。
申請地は、昭和57年に通路目的に分筆をした土地であり、昭和58年から通路として使用しているものです。
農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域の用途地域外です。

申請番号26番は、因島田熊町の1筆、現況地目は、山林で、面積は66㎡です。
利用状況は、28年前に祖母が亡くなって以来、耕作を放棄し山林化している状況です。
農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域の用途地域外です。
申請番号25番・26番については、3月8日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号21番から26番は、原案のとおり受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

議 長

次に、議案第17号「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理機構分）」を議事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第17号、農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理機構分）、ご説明いたします。

(議案第17号、118番から120番を議案書をもとに説明)

番号118番、土地の所在は、因島中庄町字油屋新開ヲ印、地目は、現況登記ともに畑、面積は1,554㎡、他3筆で、合計面積は、3,575㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10a当たり10,000円、利用目的は花きと野菜です。

契約期間は令和4年4月1日から令和14年12月31日です。

番号119番、土地の所在は、因島中庄町字油屋新開ヲ印、地目は、現況登記ともに畑、面積は603㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10a当たり10,000円、利用目的は花きと野菜です。

契約期間は令和4年4月1日から令和14年12月31日です。

番号120番、土地の所在は、因島中庄町字油屋新開ヲ印、地目は、現況登記ともに畑、面積は737㎡です。
権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10a当たり10,000円、利用目的は花きと野菜です。
契約期間は令和4年4月1日から令和14年12月31日です。

なお、これらの農地について、農地中間管理機構から借り受けする耕作希望者はすでにおり、これについては、審議事項2で審議させていただきます。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号118番から120番は原案のとおり、非農地判断することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり非農地判断することに決しました。

議長

次に、市からの意見聴取案件である審議事項(2)「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用計画配分(案)に対する意見について」を議題といたします。

この説明のために農林水産課の職員が出席されていますので、農林水産課より説明を求めます。

農林水産課職員

それでは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、ご説明いたします。
農用地利用配分計画の資料をご覧ください。

(議案書資料をもとに説明)

今回は1件6筆の農用地利用配分計画(案)について意見を求めます。本日の総会におきまして、土地所有者から農地中間管理機構への農用地利用集積計画が審議されたものです。

番号1～6番、因島中庄町字油屋新開ヲ印の6筆、合計4,915㎡についてです。農地中間管理機構から転貸後は認定農業者の花や野菜の生産用地として使用されます。
権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和14年12月31日までです。

本日の農業委員会でのご審議を経まして、その後、農用地利用配分計画の認可を広島県が判断することになります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長

ただいま、農林水産課より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

	<p>(質問、意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。 農用地利用配分計画(案)については、異議ない旨の意見決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は、異議ない旨の意見決定することに決しました。 農林水産課の方、ご苦労さまでした。</p> <p>[農林水産課、退席]</p>
議 長	<p>次に、報告事項に入ります。 報告第10号から第12号までを一括して審査を行います。 農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>質疑がないようなので、報告事項を終わります。 以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。</p>
議 長	<p>次に、その他に入ります。 まず最初に、各調査区での活動状況を報告していただきます。 報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。</p>
各委員	<p>(活動状況報告：省略)</p>
議 長	<p>次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。</p>
事務局	<p>(その他・連絡事項について説明)</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。</p>
事務局	<p>(質疑応答)</p>
議 長	<p>それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。 閉会にあたり副会長があいさつをいたします。</p>
副会長	<p>長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。 本日はご苦労様でした。</p>